

広報



ごじようめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課 電話(018876)代 2100番
印刷所 湖東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

保母試験受験者講習会並びに

県保母試験について

▽期間 八月一日～六日まで

▽場所 秋田県自治会館

▽定員 二〇〇名

▽受講料 一科目 四〇〇円

▽受講資格 高卒以上または同等の資格認定者

・満十八才以上で児童福祉施設で三年以上児童の保護に従事した者

▽受講申込

秋田県社会福祉協議会保母試験

受験者講習会係

▽締切 七月二十日まで

なお、県の保母試験は九月六日から八日まで三日間経済大学で実施

総工費三億九千四百万円

秋田、五城目峰越連絡林道開通式が、去る六月二十八日午後二時三十分から二百人の出席者のもとに、郡界の現場で行われた。この林道工事は、秋田営林署管内仁別国有林、五城目営林署馬場目国有林の開発のため着工したもので、五城目町側が昭和四十一年、秋田市側昭和四十二年から十年余の歳月を要したものである。林道の総延長は一万六千五百四十七mで、五城目側一万五千五百m、秋田市側六千四百七mとなっており、総工費三億九千四百万円を費している。

五城目町完成の日

加賀谷町長が式典のあいさつの中で「これで町内におけるすべての袋小路が解消され、真に五城目町完成の日である」と林道開設の意義を強調した。その昔佐竹藩の頃から、五城目は、木材、薪炭供給基地として県都秋田市とは密接な関係にあった。そしてこんな石碑も建っている。

水無沢歩道築設工事 延長 千百三十間
大正三年五月着手六月竣工

秋田・五城目峰越連絡林道開通

数十年來の悲願実る

宝の山に

この林道は、巾員三、六mを保ちながら山のすそを縫い、中腹をくねりながら五百三十mの高さにたどり着く。途中山肌を包む天然秋田杉の濃い緑と、広葉樹の新緑とのコントラストが鮮やかで、見る人の心を和ませる。溪流に紅葉の美しさが映える頃には、訪れる人の数も更に多くなるといわれる。林道は経営の基本であるが、このたびは、秋田市側と結びつたところに意義がある。両市町の交流が繁くなり、産業文化におよぼす影響も計り知れないものがある。森林のもつ有形無形の恩恵が両市町の発展に役立つとなれば、この国有林は正に宝の山である。

指導者 五城目山林区 署長 山林属武藤謙五郎
請負者 落合金沢永治郎 石工 千葉源太郎

記念碑と糸へんになっていたが時代の味わいを感じられる。あの重い石を標高五百三十mの峠までどうやって運んだのだらうか。恐らく背によるものと想像されるが、両地域の住民にとっては石の重さよりも、更に重い価値のある歩道であったのかもしれない。

喜びのテープカットする加賀谷町長と高田市長



(「昭和37年12月5日第3種郵便物認可」)
あげします

△広報サロン▽

大正は今

新畑町 佐藤敏英



は茫洋として霞み、大正は遠くならにけりの感しきりなる昨今である。その大正に生を享けた私であるが、日本人の中で大正生れは全国的に最も少数民族族なのではないかと思う。試みに本町の人口構成をのぞいて見ると、一万七千人の中、大正生れは僅かに二千七百人である。

これは大正年代が極めて短かったことと加えて戦争による被害者が最も多かったためかも知れない。大正のイメージは歴史の査証を待つまでもなく、野暮ったく暗い面が多い。その時代に成長した我々は、常に精神的に不遇をかこっているような気がしてならない。

家長として君臨した明治生れの親には厳しく扱われ、苛烈な戦争では最大の犠牲を強いられ、敗戦後は一八〇度の教育転換により親の權威を完すべきまでに失墜して全く救われざる人生に明け暮れた。

黙々として耐えた今、人の子の親あるいは祖父父母として平和な時代にどっぷり浸りこんでいるのは、大正っ子の根根に去来するものは一体何であらうか。誇るべき何ものもないのだが、ただ一つこれだけは言える。カーキ色の制服に統一された暗い青春に育つたが、身も、身の程を弁えた本當の意味の個性を人それぞれに十二分に身につけていることである。その懐銀のような個性は叩けば必ずたしかかな手応えがある。

お互い大正っ子をもっと人生に自信をとりかえすべきであらう。

施政説明

決算見込黒字となる

円の黒字見込

稲作に大きな被害を受け心配されたが、その後天候の持ちなおしにより、ほぼ順調な生育に推移している。

早生種子を更新
本年の稲作につ

五十二年産米の本町に対する政府買入予約限度数量は、うるち米十三万三千二百五〇俵、もち米六万五千三百三十九〇俵、計十三万九千九千四百八十九俵と更新している。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

稲作の状況
今年度の稲の生育は四月下旬から五月上旬にかけての低温と日照不足によってややおくれがみられた。更に四月二十八日の強風によって育苗施設が更新している。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

町議会六月定例会は、去る六月十八日から二十四日まで七日間行われ五城目町生活改善センター条例制定ほか九件の案件を審議、原案どおり可決した。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

町議会六月定例会終る 補正予算七千七百九十四万円など可決 既定予算合せて二億六千七百二十万円

な限度数量の配分は、大変心づかるしいが、食糧制度の定めから各農家に予約限度数量を指示せざるを得ない現状である。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

昭和三十七年度の各会計は、五月三十一日をもって出納閉鎖が行われ、ただいま計数をとりまとめ決算認定を求める諸準備を進めているところである。

一般質問の中から

赤字解消の要因は何か

当初予算において、前年度繰上充当(赤字分)七千五百万円となつていたが、五十一年度出納閉鎖時期において、三百二十万円の黒字見込みとあるが、赤字が解消できた要因は何か、そしてこれが、自主財源か、依存財源によるものか伺いたい。

赤字解消一年で達成

町長：財政の面に關しては、行政説明でも申しあげたとおり、当初二年間で赤字解消をもちろんでいたが、皆さん方をはじめ関係各方面のご協力と、ご温情によって一年短縮して五十一年度で解消することができた。町民とともに心から喜び合いたいと思う。

学校施設を開放せよ

質：富津内小中学校の施設の一部開放について、地域住民に対し富津内小中学校の図書室を、諸会合の会場として開放してほしい。

国、県でも積極的

町長：学校施設の開放については同感である。

質：富津内小中学校の施設の一部開放について、地域住民に対し富津内小中学校の図書室を、諸会合の会場として開放してほしい。

町長：学校施設の開放については同感である。

質：富津内小中学校の施設の一部開放について、地域住民に対し富津内小中学校の図書室を、諸会合の会場として開放してほしい。

町内の施設を公平に整備

質：昭和五十一年九月定例会議案第五十二号財産取得に関する議決についてその後の取扱いはどうなっているか。

町長：このような機会にご質問いただいて感謝している。ここに到るまでの経緯については、二回ばかり協議会の時ふれていただいているが、これはものと、ものとの交換なので、直接に金銭などはかかっておらないと思う。

財産取得の件のその後

質：昭和五十一年九月定例会議案第五十二号財産取得に関する議決についてその後の取扱いはどうなっているか。

早い機会に審議を願う

町長：このような機会にご質問いただいて感謝している。ここに到るまでの経緯については、二回ばかり協議会の時ふれていただいているが、これはものと、ものとの交換なので、直接に金銭などはかかっておらないと思う。

質：富津内小中学校の施設の一部開放について、地域住民に対し富津内小中学校の図書室を、諸会合の会場として開放してほしい。

町長：学校施設の開放については同感である。

質：富津内小中学校の施設の一部開放について、地域住民に対し富津内小中学校の図書室を、諸会合の会場として開放してほしい。

町長：学校施設の開放については同感である。

質：富津内小中学校の施設の一部開放について、地域住民に対し富津内小中学校の図書室を、諸会合の会場として開放してほしい。

昭和51年度一般会計
実質320万9千661

質：森山の採石施設の許可制（井川ブロック）と塵埃の処理場の移転計画について

不同意に変わりはない。

町長：森山の採石に関して、基本的には反対であり、不同意を与えておすることは承知のとおりである。

井川町に設置しおった砕石場がパイパスの新設にもなっており、移転が必要となった。そして現在設置しようとしている箇所が、業者と所有者間において賃貸契約期間中であることから、砕石後における整備条件等を含めて、申請が許可になったものと推察をしている。

県と業者に交渉を続ける

しかし、ご指摘のとおり、騒音・排水被害、用排水路の問題が当然懸念される。このあと、県当局、業者に對して関係者と一緒になって交渉をしていきたいと思っている。

早い機会に除きたい

更に、ゴミ焼却場の件に関しましては、関係住民に大変ご迷惑をかけているが、早い機会に設備あるいはいろいろな方法でご迷惑を除いていきたい。

質：職員の待遇改善について

町長：職員の待遇については、合併以前の町村から引継がれた一つの流れがある。

併以前の町村から引継がれた一つの流れがある。

人事に関する諸規程は定数が優先するわけで、定数内職員に関しては現在の諸規程を大部分適用しておるのではないかと考えている。更に、五城目町の仕事の量は果してどれ位が通常の恒常的な量になるのか見きわめていく必要がある。現在の仕事は相当な量になっているが、長期計画が一段落すると、仕事の量がかなりダウンするものと思う。その場合適正職員数はどの程度か、またある年度において、集中的に退職者数が多い時がある。その辺で軌道にのせるよい機会ではないかと想定している。

質：六月五日の丸太災害死亡事故について

白紙の状態で判定を待つ

町長：この死亡事故については、行政説明の中に組み入れるべきかどうか苦慮したが、質問の通告書を拝見して、これを取上げていただいていたので、あえて挿入しなかったわけである。

たとえどのように申し上げても尊い命が亡くなったという現実に関しましては、何と言っても申し開きではない。

時代と人の気持は一刻と変わっていくが、その気持による考え方もまた変わっていく。町長として、加賀谷木材社長として、一応の見解は持っている。この問題をこの社会情勢の中でどのように捕え処理するかにかかわるわけだが、考え方が著しくかけはなれた場合、当事者には大変ご迷惑をおかけすることになる。ただいまは警察ならびに検察庁の判定を白紙の状態ですべておとるところである。

小くあどけないお子さんの命が失われたことに對しては、甚だ残念であり、心から哀悼の意を表する。人後に落ちるものでないことを申し添えたい。

質：木材団地の見直しについて

町長：木材団地について、制度上の手はずについては前にも示めたところである。具体的に進めたいところであるが、能代市の例を見ても、今まで造った団地にいろいろな問題が出てきておる。それに経済不況が加わり、進捗状態が必ずしもよくないのが実態である。私たちが取り運びのための努力も足りないが、今後関係者の意欲を高めながら、皆様方と共に処理に当たっていききたいと考えている。

議決された議案

議案第二十八号

五城目町生活改善センター条例制定について

本案は、山村住民の生活改善に関する教育、保健、福祉等を総合的に推進するための拠点施設として、山村振興事業により馬場目字十二の台に建設していた「五城目町生活改善センター」の完成に伴い、その設置をはじめ管理運営の基本について定める条例を制定。条例の概要

第一条 設置をうたい

第二条 運営は運営委員会を組織して行う

第三条 必要な職員を置く

第四条 使用する場合の許可について

第五条 施設又は設備の使用に伴う損害賠償義務について定め

第六条 その他必要な事項は町長が別に定め、公布の日から施行

する。

同センターは鉄骨造り重鉛葺き屋根、平屋建て、二二八、六平方米（約六九坪）、事業費（用地購入費、備品購入費、工事費）二五、四二〇、八五六円であるが、今後具体化する「杉沢地区コミュニティ」が同施設を有効に活用できるように、運営委員会の設置についてはこの条例に基づく規則、規程で、山村振興事業の当初計画等のかねあいを考えながら、配慮している。

議案第二十九号

五城目町農村公園条例制定について

本案は、昭和五十一年度農村総合整備モデル事業「高千集落農村公園」の整備完了に伴う、地方自治法第二百四十四条のこの規定による設置及び管理運営を図るための条例。

本町には、都市公園法に基づく五城目町都市計画区域内に設置された公園を対象に「五城目町都市公園条例」があるが、この条例は農振地域内に設置された公園を対象とするもので、その概要は次のとおりである。

第一条 この条例の目的である
第二条 設置する農村公園を別表に定める
第三条 農村公園の使用に対する目的別による町長の許可制限について規定している

第四条 後述の第八條の規定と前条の規定との重複を避けた許可の特例である。
第五条 農村公園の利用にかかる禁止行為を規定している

第六条 農村公園の保全あるいは利用の安全を守るための利用の禁止又は制限について定めている

る

第七條 農村公園の使用料について、無料と規定している

第八條 町が公園の施設や管理を行うことが不適当、あるいは困難な場合は、他に「委託」させることができることを定め

第九條 この場合の方法を定めている

第十條 この条例で定める事項、または農村公園に關して必要な監督処分等の規定

第十一條 町の許可を受けて公園を管理し、又は施設を設置する場合等の届出を規定している

第十二條 前条までの規定は公園予定地や予定施設について準用することとし、その他必要な事項は別に町長が定める。

(第十三條)

現在の農村公園は、富津内高千部落の「高千集落公園」で、面積は一、七七七、五平方メートル、事業費は七六〇万円で完成している。

議案第三十号

五城目町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定

本案は、五城目町町税賦課徴収条例の一部改正である。これは地方税法が昭和五十二年三月三十一日に改正されたことに伴い、個人の住民税等について負担の軽減合理化を行うほか、地方税負担の適正化、地方税源の充実強化等を図る見地から、法人の住民税の均等割等の税率を引き上げるとともに、非課税措置等の特別措置の整理、合理化を行うための措置を講ずるなど、町税条例の一部改正並びに国民健康保険税の税率及び低所得者に係る保険税の減額をする額の改正。

条例改正の順に概要はつぎのとおりである。

第二十四條第一項第三号の改正
障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての個人の町民税の非課税の範囲を年所得八十万円までとする。（現行七十万円）
同条第二項の改正

町民税の均等割額を課すべきものの非課税となる前年の所得金額の上限額を現行十一万円を十三万円とする。

(十三万円以下は非課税)
第三十條第二項の表中の改正
法人の町民税のうち、均等割の税率の改正である。

1 資本又は出資の金額が一億円をこえる法人又は、市町村内の事務所等の従業者数が百人をこえるもの。
標準税率
現行 二万四千元を「八万円」に

2 資本、出資の金額が一億円以上であるが従業者数が百人をこえる法人、並びに資本、出資の額が千万円をこえ一億円以下のもの
標準税率
現行 一万二千元を二万四千元に

3 資本又は出資の金額が千万円以下である法人
標準税率
現行 七千二百円を八千円に
それぞれ改める。

第八十一條第三項の改正
(軽自動車税関係)
1 税の賦課期日後、軽自動車等の用途等の変更があり税率が変るような場合、その年度は変更前の税率を用いる。（新三項）
2 税の賦課期日後、軽自動車等の所有者の変更があった場合、月割課税は行わないものとする。（同一町内の場合）

第八十七条第二項の改正

軽自動車税の納税義務者について、公用、又は公共用のものについて、非課税の規定について、条改正による条文の整理をするものである。

なお、個人の町民税については、地方税法の改正により所得控除が次のとおり改められている

1 基礎控除額

現行 十九万円を二十万円に

2 配偶者控除額

現行 十九万円を二十万円に

3 扶養控除額

現行 十七万円を十九万円に
それぞれ引き上げられた。

次に国民健康保険関係の改正である。

医療給付の自然増に伴う税負担の実状を勘案しつつ、本年度国保税調定見込額を二億三百二十五万四千円におさへながら税率の改正を行う。

第五十九条の改正

国保税の課税額算定において本条文中に「世帯主」とあるのをいづゆるみなし世帯主を除いた世帯主に改め、課税額の上限額を現行十五万円から十七万円に改める。

第六十条第一項

所得割額
百分の四・四を
百分の八・二に改める。

第六十一条

資産割額
百分の三〇を
百分の三七・一に改める。

第六十二条

均等割額
四千七百円を五千九百円に改める
第六十二条の二の改正

平等割額

八千二百円を
一万二千円に改める。

第六十六条の改正

国保税の賦課期日後に納税義務が発生した者への課税額の算定の規定中、本改正による条文の異動により一部整理するとともに、被保険者である世帯主といゆる擬制世帯主との年度内の異動は、それぞれ月割計算として課税することを新たに規定する。

第六十七条の改正(抹消)

今回の改正により他の条文整備に伴い不要となったので削るものである。

第六十八条の改正

低所得者に係る国保税の減額する額の改正であります。

①所得金額二十万円以下の世帯に
対しては、被保険者均等割及び
世帯平等割額を「十分の六」減
額する。

②所得金額二十万円以上の世帯に
対しては、被保険者均等割及び
世帯平等割額を「十分の六」減
額する。

③所得金額二十万円以上の世帯に
対しては、被保険者均等割及び
世帯平等割額を「十分の六」減
額する。

④均等割額二千七百円を二千八百
二十円に改める。

⑤均等割額四千二百円を四千九百
二十円に改める。

⑥所得金額二十万円以上の世帯で
所得金額が被保険者一人につき
十五万円を加算した金額をこえ
ない世帯に対しては「十分の四
」減額する。

⑦均等割額千八百円を千八百八十
円に改める。

⑧均等割額二千八百円を三千二百
八十円に改める。

⑨第六十八条として国保税に
関する賦課期日後に納税義務が発生
した者の申告について一条を加え、
附則第十四項の改正(固定資産税
等の課税標準の特例)は、法改正
により引用する条文を整理するも
の。

附則第三十九項の改正

軽自動車税の税率の特例規定の
うち、年度の経過並びに関係法
令の改廃に伴う改正

附則において、この条例の施
行期日について昭和五十二年四月
一日から適用するものとし、以下
改正前の条例の取扱いについて規
定している。

○なお、国保税において、今回の
減税措置による減税額約七百五十
一万五千円は、全額、特別調整交
付金で補てんされる。

・議案第三十一号
字の区域の変更について

・議案第三十二号
公有水面埋立免許申請に対する
町長の答申について

・議案第三十三号
公有水面埋立免許申請に対する
町長の答申について

・議案第三十四号
議案第三十四号
専決処分した事件の承認につい
て

・議案第三十五号
昭和五十二年五城目町一般会
計補正予算(第二号)

・報告第一号
継続費繰越計算書について
(報告)

本案は、昭和五十一年度五城目
町一般会計補正予算(第七号)に
ついて、地方債の決定が昭和五十
二年三月三十一日であり、予算の
補正について議案を招集するとい
まがないと認めたので、地方自治
法第七十九條第一項(長の専決
処分)の規定により専決処分をし
たので報告し、承認を求めた。

補正予算の概要は、歳入歳出そ
れぞれ既定の二、二四六、八九〇
千円とするもので、その内訳は
歳入において、農林水産業費負
担金の林分改良開発
事業費負担金 減三、六七六千円

不動産売却収入の立木売却収入

減 五五、四二四千元

町債

農林水産業費関係債

一五、六〇〇千円
土木債 二九、六〇〇千円

教育費関係債 一三、六〇〇千円

災害復旧関係債 三〇〇千円

歳入は、補正による総額への
異動はありません。

また、地方債補正については
1 追加の場合において林業構造改
善事業費の六、〇〇〇千円など
四件で限度額一八、二〇〇千円
とし

2 変更の場合においては、十四件
について、現行限度額二八四、
六〇〇千円を四〇、九〇〇千円
補正して三二五、五〇〇千円に
する。

・議案第三十五号
昭和五十二年五城目町一般会
計補正予算(第二号)

・報告第一号
継続費繰越計算書について
(報告)

本案は、大川小学建設事業につ
いての継続費の昭和五十一年度年
割額に係る歳出予算の金額のうち
支出の終わらなかつたものにつ
いて過次繰越しをしたので地方自治
法施行令第四十五條第一項の規
定(地方公共団体の長は、翌年度
の五月三十一日までに継続費繰越
計算書を調製し、次の会議におい
てこれを議会に報告しなければな
らない)により議会に報告。

大川小学校建設事業費は
総額二七八、八九三千円で年度
割額は
昭和五十一年度 八七、〇八五千元

生活学校

薬に対する

心得をまとめる

薬には必ず副作用あり
五城目町の生活学校(代表船橋
ユキ)は、学習課題は何時も生活
の中心に据えられているものを取
り上、昭和五十一年度から「健康」
をテーマとしている。特に薬につ
いては、県医師会、中道病院
薬剤師、岩谷薬局などから講師を
招き、継続的な学習を展開しなが
ら内容を深めている

学習した中から、
学級生が薬局に対す
る要望と、消費者が
薬を買う時の心得と
その処置を取りまと
めたものを紹介して
みたい。

・薬局に対する要望
一 価格を表示するこ
と。

二 有効期限の切れた
薬品は販売しない
こと。

三 買う人に対して、
身体の状態をよく
たずねて、その症
状に適した薬品を
売ってほしい。

昭和五十一年度一、二三、三六三千元
昭和五十一年度 六八、四四五千元
昭和五十一年度は
予算額 八七、〇八五、〇〇〇円
支出済額 八一、一六一、九六〇円
残 額 五、九二三、〇四〇円
で、これを翌年度で繰越額と
するもの。

・消費が薬を買う時の心得とそ
の処置
一 自分の(病人の)病状を詳しく
のべること。
二 指示された服用量、服用時間な
どは守ること。
三 買う薬品の表示をよく確かめそ
の保存を適正にすること。
四、常備薬の点検は時々確認して
補給しておくこと。
五、薬品には必ず副作用があると
いうことを心得ておくこと。



生活に根ざしたテーマを学習する

補正予算の財源

一町 税 一千五十万円

二 国庫支出金 一千八百二十三万円

三 県支出金 二千四十一万五千円

四 財産収入 六百十一万円

五 寄附金 一千二百十万円

合 計 七千七百九十四万円

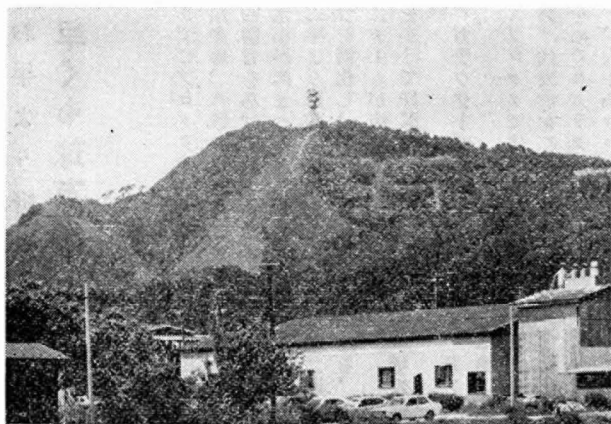
新観光秋田三十景

森山自然公園 六番目に格付

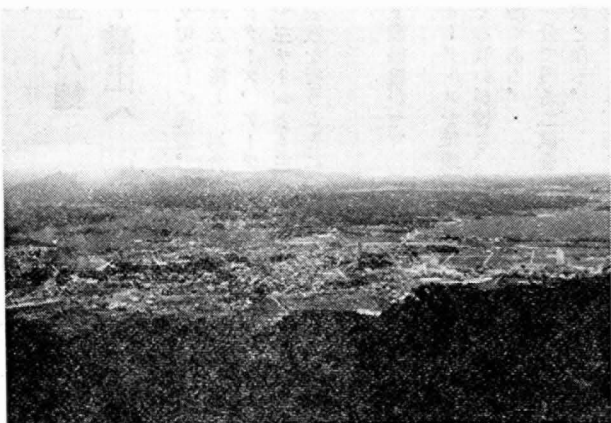
さる五月十五日から六月十五日まで一カ月間にわたって秋田魁新報社が主催した「新観光秋田三十景」は、県民各層から応募総数二二万票近く集めて締切られた。本町のシンボル「森山」は、八万七千票近い予想以上の得票をあげ、県内六番目の景勝地にランク付された。これはひとえに町民の皆さんから絶大なご支援ご協力によるものである。今回の新観光秋田三十景は、さる昭和二十七年六月の「観光秋田三十景」選定以来、ちょうど四半世紀たったのを機会に秋田県観光の見直しと飛躍をはかるというねらいで設定された。

森山公園に対する応募状況は、はじめはかばかしいものでなく中間集計でようやく十二位に入った。だが連日県民の耳目を集め新聞紙上を賑わし激しい盛り上がりを見せた。これに呼応するかのように町民の皆さんからの強力な支援により最終的に全県第六位を確保した。景勝地にふさわしい町のシンボル森山は、スズ虫群生地、北限として名高い。山の高さは、標高三二五呎で、老人こどもたちも登れるビクニックには格好なところである。

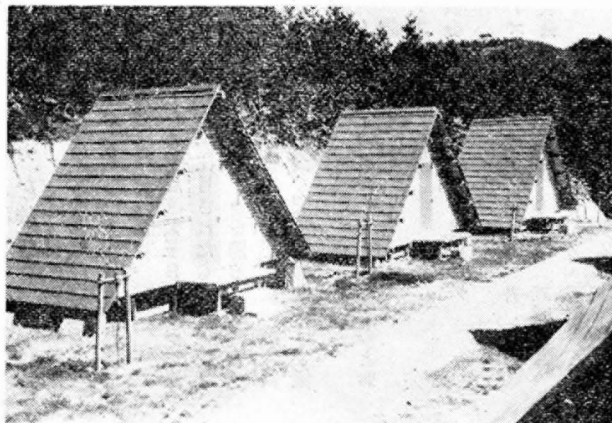
また、昭和四十七年第二次林業構造改善事業の一環として森林総合利用促進事業の指定を受け、事業費五千万円を投じ杉、松などの一大自然公園化をはかっている。これらの整備によってレクリエーションセンターとしての機能を一層発揮するものと期待される。以下そのプロフィールを紹介する。



町のシンボル森山の全景



山頂から湖東部一望に見渡す



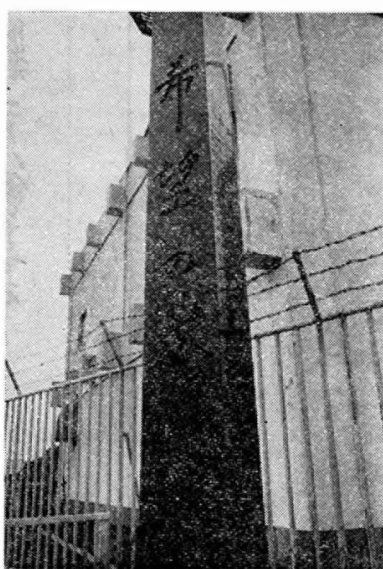
威容を誇る10棟のバンガロー



樹木園の景観 ～ 650本の花木



登山者の安全を守る 大山祇(じみ)尊(みこと)



山頂に陣取る希望の塔



5800 mに及ぶ林間歩道

お早よう野球

早くも球友、イーグルス、信金、八鯉 決勝トーナメント進出へ

まずCブロック代表には五城目信用金庫、八鯉クラブの二チームが四勝目をあげ決勝トーナメントへ進出が決まった。

お早よう野球はこれまで三十二試合を消化し、各ブロックとも上位二チームが決勝トーナメント進出をかけて好試合を展開している。

ガラクターズ第二代表か？

Aブロックでは球友会が四勝目をあげ代表権をにぎった。第二代表をめぐるガラクターズ(三勝一敗)、大手キャッスル(三勝二敗)、農協(一勝二敗)の三チームが争い、いまのところガラクターズが安全圏内に入っている。

残る対戦相手はガラクターズが

警友会、エイト電機戦がヤマ

Bブロックはイーグルスを筆頭に第二代表をめぐる戦いが続き、警友会が最短距離にある。

現在二勝一敗一分で残る二試合に勝てば第二代表となる。

今月初めには代表チームが出そろうものとみられる。

杉沢フェニックス惜しくも敗れる

・六月

八日 八鯉9-3コンドル

九日 ガラクターズ

十日 イーグルス7-0

十一日 あけぼの 中止

十二日 農協 中止

十三日 エイト電機 5-3

十四日 信用金庫 8-4

アルパトロス

秋田銀行

アラバトロス

十五日 球友会5-2ガラクターズ

十六日 朝日 7-0

十七日 杉沢 6-7

十八日 大手0-8ファイヤーズ

十九日 イーグルス7-0警友会

二十日 八鯉3-1ジャガーズ

二二日 農協1-3球友会

二二日 エイト電機3-2朝日

二二日 信用金庫10-0あけぼの

二四日 アーティザーン3-13

二五五 秋田銀行中止

二六日 杉沢フェニックス

二七五 農協8-6ファイヤーズ

二八日 エイト電機1-1警友会

二九日 アルパトロス16-7

三十日 大手 7-2

球友会

ジャガーズ

球友会

球友会

球友会

球友会

球友会

第三回南秋家庭バレー大会

五城目A(田町)

初の栄冠に輝く

第三回南秋家庭バレー大会

に去る六月二十六日広域体育館で

郡内町村から十一チームが参加し

て行われ五城目Aチーム(田町)

が初の優勝を飾った。

この試合はABC各ブロックに

分れ予選リーグを行った。まずA

ブロックは初出場にもめげず抜群

のチームワークを誇り、元気なプ

レーを展開した五城目A(田町)

勝利リーグ進出ならず二位となった

実力が接近

決勝リーグは昨年の優勝チーム

天王Bを先頭に五城目A、八鯉

Aの間で争われた。

試合の焦点は天王Bの初の二連

覇なるか注目されたものの、抜群

のチームワークを誇る五城目A(

田町)が初出場と思えない試合展

開で八鯉、天王を寄せつけず優

勝した。

以下、試合の結果はつぎのと

りである。

・Aブロック予選リーグ

昭 和 A 2-0

飯田川 A 0-2

昭 和 A 0-2

飯田川 A 0-2

井 川 A 1-2

井 川 A 1-2

五城目 A 2-0

五城目 A 2-0

飯田川 A 2-0

・Bブロック

天 王 A 2-0

八鯉 A 2-1

天 王 A 2-0

八鯉 A 0-2

天 王 A 0-2

八鯉 A 2-0

天 王 A 2-0

・Cブロック

五城目 B 0-2

天 王 B 2-0

五城目 B 2-0

八鯉 B 2-0

天 王 B 2-0

八鯉 B 2-0

天 王 B 2-0



消火器の押し売りに気をつけて

- ・消防署員は消火器を売り歩かない。
- ・消防署員によく似た服装のセールスマンから「高い消火器を押し売りされた」という苦情がよくある。

バドミントン愛好者へ

協会の再建と

練習会の開始

昭和四十六年にバドミントン協

会を設立し、体育協会に加盟した

五城目高校をはじめ町内の各体

育施設をお借りし、幾多の練習会

を重ねて「県民スポーツ大会」等

にも出場してそれなりの成果を

あげてきた。

去る五十年ごろからその動きが

途絶えていた。

今度「広域体育館」も立派に完

ちしている。

・期 日 六月二十八日(火)

・(その後は後日に連絡します)

毎週(火)(金)の二回

・時 間 午後七時~八時三十分

・場 所 広域体育館

・その他

1運動靴、トレパン等を用意して

いただきます。

2時間を守ってお出で願いたい。

◎協会の再建について

練習会中早い機会をみて話し合

いをし、バドミントン協会の再建

策をはかりたいので、友人、近隣

の希望者を多数誘い合って練習会

や、話し合いの会に参加いただき

たい。

なお、練習会や協会加入の希望

者は公民館(電話四四一一)へお

申し込み願いたい。

今後の稲作管理

中間追肥は慎重に

六月中の気温日照時間とも平年を上廻り、水稻の生育も順調に経過している。

今月は稲作にとって、もっとも大切な時期である。有効穂数の決定、穂首分化期、下位節間（フシとフシの長さ）の伸長期でもあり、今月の稲作管理は細心の注意をはらって手抜かりのないよう努めてほしい。

中干しの実施

中干しの効果については、すでに経験され実証済のことと思うが、稲の根の健全化について役立つとともにチッソの吸収抑制などの効果が大きく現われる。

とくに生ワラすき込み田では有害ガスの発生が例年になく多くな

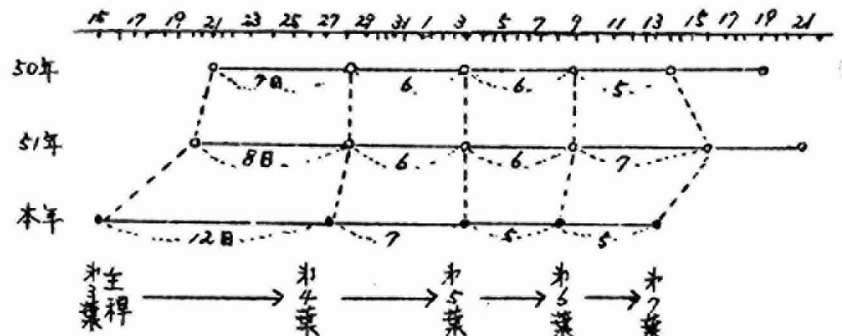


手取除草もまた幅をきかせる（上樋口で）

葉いもち病は早期発見が肝心である。葉いもち病から穂首いもちへと移行も多くなり葉いもちを徹底的に防除することが大切である。それは、自分の田の巡回を怠ることなく特に七月上旬に行っていた方がいい。

害虫の発生は平年並の発生状況が見込まれているので、おくれないうちから防除してほしい。

主稈出葉状況と本田初期分けつの発生状況 (稚苗 トヨニシキ)



追肥対策

また山間、山沿地ではイネソウの発生がみられるので早期防除に努めて畦畔雑草の除草を行うようにする。

土壌チッソの発現から見て現在追肥は一般的に必要な。中間的な追肥は生育を乱し、倒伏、登熟不良、いもち発生などの原因になる。

は場整備跡の水田の切土部分などでは、葉色を黄化させないようにしていただきたい。一回の追肥量はチッソ成分で一キロを目安にしてほしい。

昭和五十二年度 地元就職者激励会

情勢の厳しさに耐えぬく力を

昭和五十二年度新卒地元就職者激励会が、去る六月二十二日午後一時半から商工会議会議室で行われた。

この日集まった二十三名の新卒者は、各々の職場ユニフォームに身を包み神妙な顔つきがまだういういしい。

地元就職者を代表して中村くんが「我々をとりまく環境は厳しい諸先輩のよき指導を得て一歩一歩確実な職業人になりたい」と元気にあいさつ。

二十三名の地元就職者が揺れ動く情勢にどう対応しようとするのだろうか、期待と不安が入りまじる中で静かに見守ってゆきたい。

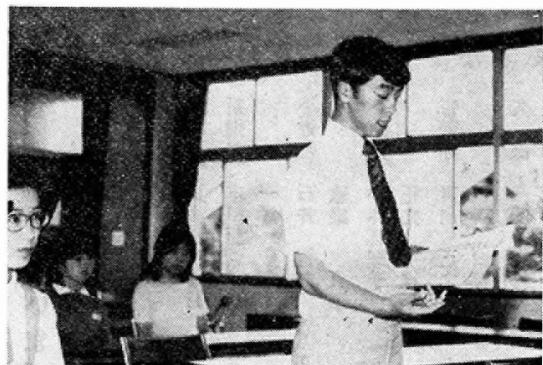
薄れて行く学歴社会

崩れ行く高学歴社会の中で、企業の求める労働者像は、これまで以上に合理的な面があり、充分に意志を強くして耐えぬかなければ

管理 体温につとめ障害型並びに遅延型冷害に合わないよう留意してほしい。

献血功労者に 猿田悦雄氏

このほど日本赤十字社から猿田氏（浅見内）に献血功労章が送られた。また猿田氏は五月に町の献血推進協会長（加賀谷町長）表彰を受けるなど献血に積極的協力している。なお昭辰町の泉谷治美氏には近く献血功労によるハイ有功章が送られることになっている。



りっぱな職業人になることを誓う中村君

- 地元就職者はつぎのとおりである
- 小野 正子 (〇〇)
 - 畑 かの子 (〇〇)
 - 阿部 奈津子 (〇〇)
 - 近江 順子 (〇〇)
 - 石川 ゆかり (〇〇)
 - 佐々木 ヒロ子 (〇〇)
 - 佐藤 アヤ子 (〇〇)
 - 秋田銀行五城目支店
 - 鎌田 実 (〇〇)
 - 五城目電報電話局
 - 安田 和男 (〇〇)
 - 宮盛木材化工株
 - 草皆 正志 (〇〇)
 - 五高
 - 長谷川 商事
 - 須田 啓子 (〇〇)
 - 五高
 - 鍋 鶴
 - 渡辺 彦兵衛商店
 - 一 屋
 - 農協



胃部集団検診の

おしらせ

「わたしたちの健康は集団検診から」このたび胃部検診の希望者がまともになりました。
左記日程により実施いたしますので、受診ねがいたい。

・七月

五日(火) 杉沢、合地

六日(水) 恋地、坊井地

七日(木) 中村、寺庭中村公民館

八日(金) 平ノ下、水沢

九日(土) 下樋口、曙町

十日(日) 下樋口センター

十一日(月) 蓬内台、小野台

十二日(火) 町村、門前

十三日(水) 帝釈寺

十四日(木) 高千、高田公民館

十五日(金) 北北口、高樋公民館

十六日(土) 協乙、落合

十七日(日) 八田、台御蔵下

十八日(月) 富田、黒土

十九日(火) 富田、黒土

二十日(水) コミュニティセンター

二十一日(木) 上山内、下山内

二十二日(金) 末広工場前

二十三日(土) 浅見内

二十四日(日) 浅見内公民館

二十五日(月) 湯ノ又、小川口

二十六日(火) 小倉、小倉公民館

二十七日(水) 大川一、四区

おしらせ

二八日(木) 下樋口、曙町
二九日(金) 石崎、四ツ屋
※当日都合悪い方は他の場所へ行
つて受診してもよいのです。
※受診料金は五〇〇円です※前に
申し込まない方でも希望者がお
りましたらそいあつておいで
ください
※同封の間診票用紙はできるだけ
くわしくかいて当日忘れないで
ご持参ください。

二八日(木) 下樋口、曙町
二九日(金) 石崎、四ツ屋
※当日都合悪い方は他の場所へ行
つて受診してもよいのです。
※受診料金は五〇〇円です※前に
申し込まない方でも希望者がお
りましたらそいあつておいで
ください
※同封の間診票用紙はできるだけ
くわしくかいて当日忘れないで
ご持参ください。

社会福祉協議会に寄せられた善意
・五月二十四日
ソウキン 三十八枚
恋地老人クラブ(恋地)
ソウキン 三十七枚
恋地老人クラブ(恋地・坊井地)
・六月二日
二〇万円 坂谷陽作(田町)
亡父八十治殿香典返し
・六月六日
一〇万円
紙おしめ 十二枚

シート 一枚
バイリンシート一枚
パス帯 五枚
小玉康夫(高田)
(亡父康一朗殿香典返し)
・六月十日
三万円 佐藤 良治(西野)
・六月十一日
三万円 (亡妻ヤエ殿香典返し)
土田蔵太郎(矢島町)
(本町在中のお礼)

富津内地区で無料人権相談所
来る七月十一日(月)午前十時
午後三時富津内児童館で富津内
地区における無料人権相談所を開
設する。
「もめごと」やいろいろな悩みを
持っている方に無料で相談のり
ます。

誕生おめでとう

ございませう

上樋口 鳥井 正也 5、31 長男

矢場崎 鎌田菜生美 6、4 二女

新畑町 本田亜希子 6、7 二女

小野台 石井 智之 6、8 長男

下山内 小林真理子 6、13 長女

帝釈寺 宮川 正之 6、13 長男

久保 一関 健 6、20 長男

今町 小林 郁子 6、17 長女

大川三区 伊藤 千春 6、18 長女

正春 敦子 長女

・六月

十五日 鳥井興司雄 33 館町

十六日 渡辺 シノ 75 浅見内

十九日 越前 芳蔵 74 谷地中

二十日 越前 イワ 65 水沢

二十六日 一関 金吉 74 久保

二七日 大竹 セツ 62 古川

おくやみ申し上げます

来春卒業の高校生諸君へ
自衛コースのお知らせ
二等 陸海士男女受付十月〜三月
一般 曹候補学生 八月〜九月
航空学生(パイロット) 〃
看護学生(女) 〃 十月〜十一月
防衛医科大学校学生 〃
十月〜十一月
くわしくは役場住民課または自
衛隊地方連絡所まで

町出身者の強い要望で
広報こじようめを愛読していた
だきありがとうございます。

読者も賛否両論に分れると思
いますが、町内のみならずから
少しご意見をお伺いしてから、
論を出してみたいと思います。
(広報係)

死亡者名のけいさいは
やめてほしい
広報記事にこれだけのせて欲
しくないものがあります。それは
死亡した人の名前です。出産した
とか、お祝いのことならめでたく
て結構なわけですが、親族に亡
なられた遺族は、その記事を見る
ことにより、また深い悲しみに誘
われるのです。私もその一人です
この記事はどうしてもせなく
てはならないでしょうか。数年前
は記事として取り扱っておられな
かったと思いますが、前の状態に
戻していただけないでしょうか。関
係者のご配慮をお願いいたします。
(五城目町一町民)



亡くなられた方の氏名欄を割愛
してほしいとするご意見のよう
ですが、その立場にある人にして
はごもっともだと思います。
この欄を設けたのは、去る昭和
四十九年からです。設けた理由は
町外に就職されている方、結婚し
て県外におられる方、また出かせ
ぎなどで家を離れている方などか
ら、再三の要請で設けたものでは
す。その方たちの主な理由は故人に
なられた方に非常にお世話になり
ながら、知らないままに何年も礼を
欠くことが多く、是非お願
いしたいとするご意見でした。
これを取り上げる段階でも、い
ろいろ話し合いましたが、生前お
互いに迷惑をかけ合うのは人の常
であり、遺族が町内外の関係者に
知らせるのは極く限られた範囲と
なりますので、それに代ってやろ
うとする意見に基づいて、文章化
はしておられないが、生前のお礼も
含めてお知らせの形で取上げてい
る次第です。

読者も賛否両論に分れると思
いますが、町内のみならずから
少しご意見をお伺いしてから、
論を出してみたいと思います。
(広報係)